

規則

埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十五号

埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県知事の職務代理に関する規則（昭和四十四年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一項中「第二順位 副知事 橋本雅道」を「第二順位 副知事 橋本雅道
第三順位 副知事 高柳三郎」に
改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。